

## 人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める 意見書

近年、主に在日韓国・朝鮮人を標的とした差別と憎悪をあおるヘイトスピーチデモが全国各地で行われており、大きな社会問題となっています。

2014年7月、国連自由権規約委員会は、日本政府に対し、人種や国籍差別を助長する街宣活動を禁止し、犯罪者を処罰する自由権規約第20条に適応した立法措置を求める勧告を出し、さらに8月には、国連人種差別撤廃委員会が、日本政府がヘイトスピーチ問題に毅然と対処し、法律で規制するよう勧告しました。

また、最高裁判所は12月、京都朝鮮学校周辺における街宣活動に対して、人種差別撤廃条約で禁止した人種差別に当たり違法と指摘した大阪高裁の判決を支持し、ヘイトスピーチは差別であることを認め、賠償命令を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、諸外国では法規制が行われています。安倍首相はホロコースト記念館でスピーチし、「特定の民族を差別し、憎悪の対象とすることが、人間をどれほど残酷にするのかを学ぶことができた」と述べました。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。訪日外国人も年間1,300万人を超えました。人種差別や民族差別的行為の放置は、国際社会における我が国への尊敬と信頼を失墜させるものとなります。

よって、政府においては、人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を速やかに講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月24日

名取市議会議長 山口 實

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

法務大臣 殿